

# 栃木北中学校いじめ・自殺防止基本方針

## 1. いじめ・自殺のない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

どの生徒も「悩み」を抱えていることを職員は認識し、「心の教育」を中心とした指導をすることで、最悪の選択である「自殺」を予防する。

### (1) いじめ・自殺の未然防止に向けて

- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- 生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 教職員の助言が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- 生徒の様々な「悩み相談」の窓口を広げ、各機関との連携を図り対処していく。
- 日常生活で職員は生徒との関係を良好にし、些細な変化を見逃さず対応する。
- 相談に来た生徒、保護者には丁寧に対応し、問題解決までの道筋を示し、相談者の不安を取り除くよう努める。
- いじめ・自殺の実態を保護者・地域・生徒に周知し、地域全体で子どもたちを見守る体制をつくる。

### (2) いじめ・心の悩みの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われることを、教職員一人一人が強く認識する。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく、相談の上組織的な対応を図る。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が悩みを相談できる体制を整える。
- SNS等の情報機器の利用について家庭と連携し、トラブルの未然防止に努める。
- 定期的なアンケート・教育相談を行い、問題の早期発見に努める。

### (3) いじめ・悩みの早期解決に向けて

- いじめられている生徒・保護者、悩みのある生徒・保護者の立場に立った対応を常に行う。
- いじめられている生徒を徹底的に守り通す。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、組織として対応し、解決にあたり、問題解決後も継続的に経過を観察する。
- いじめを行った生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度と繰り返さないよう、学校組織として指導する。
- 保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が連携していじめの解決に向けて取り組むよう努める。
- いじめられた側に常に寄り添い、心のケアを行う。

#### (4) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめ・自殺予防への取組がより実効性のあるものになるよう、教職員、保護者、生徒等による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図る。

## 2. いじめ・自殺防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係わる委員会、いじめ認知時の対応に係わる委員会、悩み相談に係わる委員会）を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめ・自殺を生まない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめ・自殺（心の悩み）が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。

また、本委員会において、いじめ（心の悩み）問題への対応が計画的に行われているかを随時確認し、学校いじめ防止教育方針に基づく学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

### (1) いじめ対策委員会（未然防止、早期発見および対応、情報共有と記録、相談・通報への対応に係わる委員会）《月1回開催》

#### ① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、SC等

#### ② 主な取組

##### ア 未然防止対策

- ・いじめ・自殺の未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・いじめ・自殺に関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・校内研修会の企画、立案
- ・要配慮生徒への支援方針決定

##### イ 早期発見対策

- ・状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・情報交換による生徒の状況共有（毎週）

### (2) いじめ対策臨時委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）《事案発生時開催》

#### ① 委員

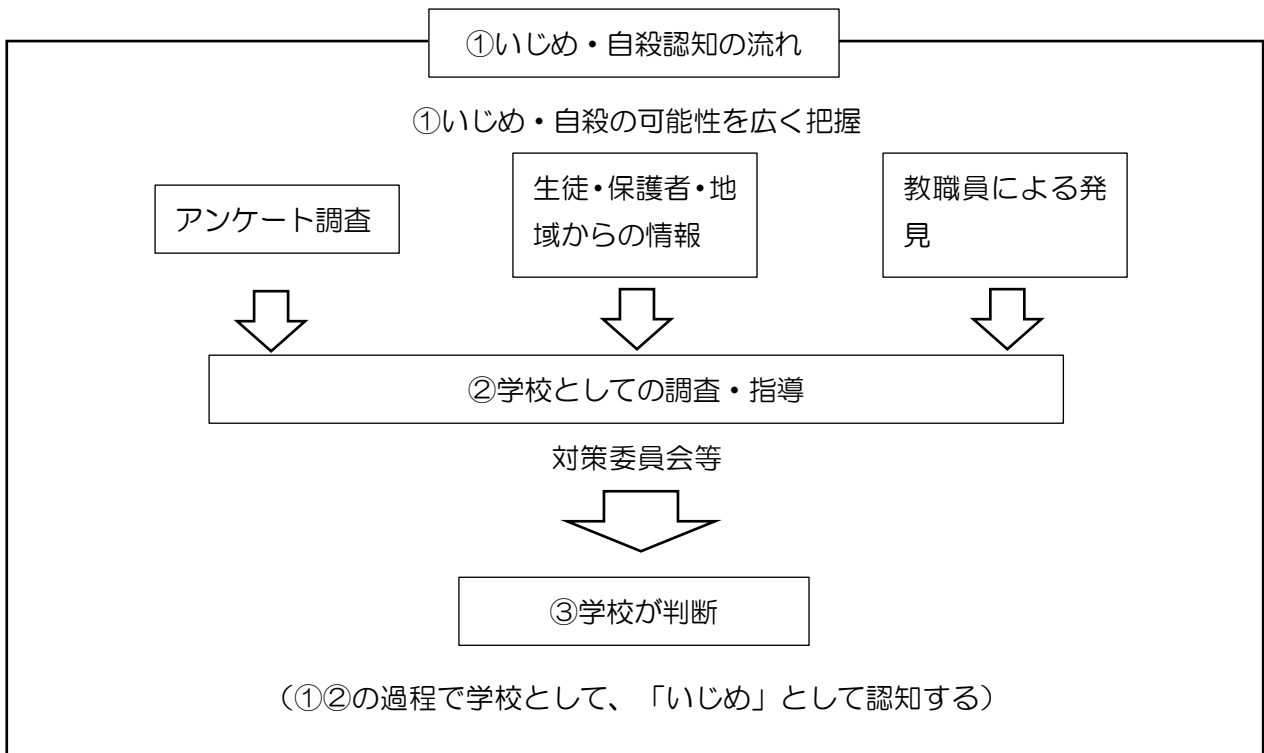
校長、教頭、学年主任、学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、その他関係の深い教職員、必要に応じて行政機関からの外部専門家等

#### ② 主な取組

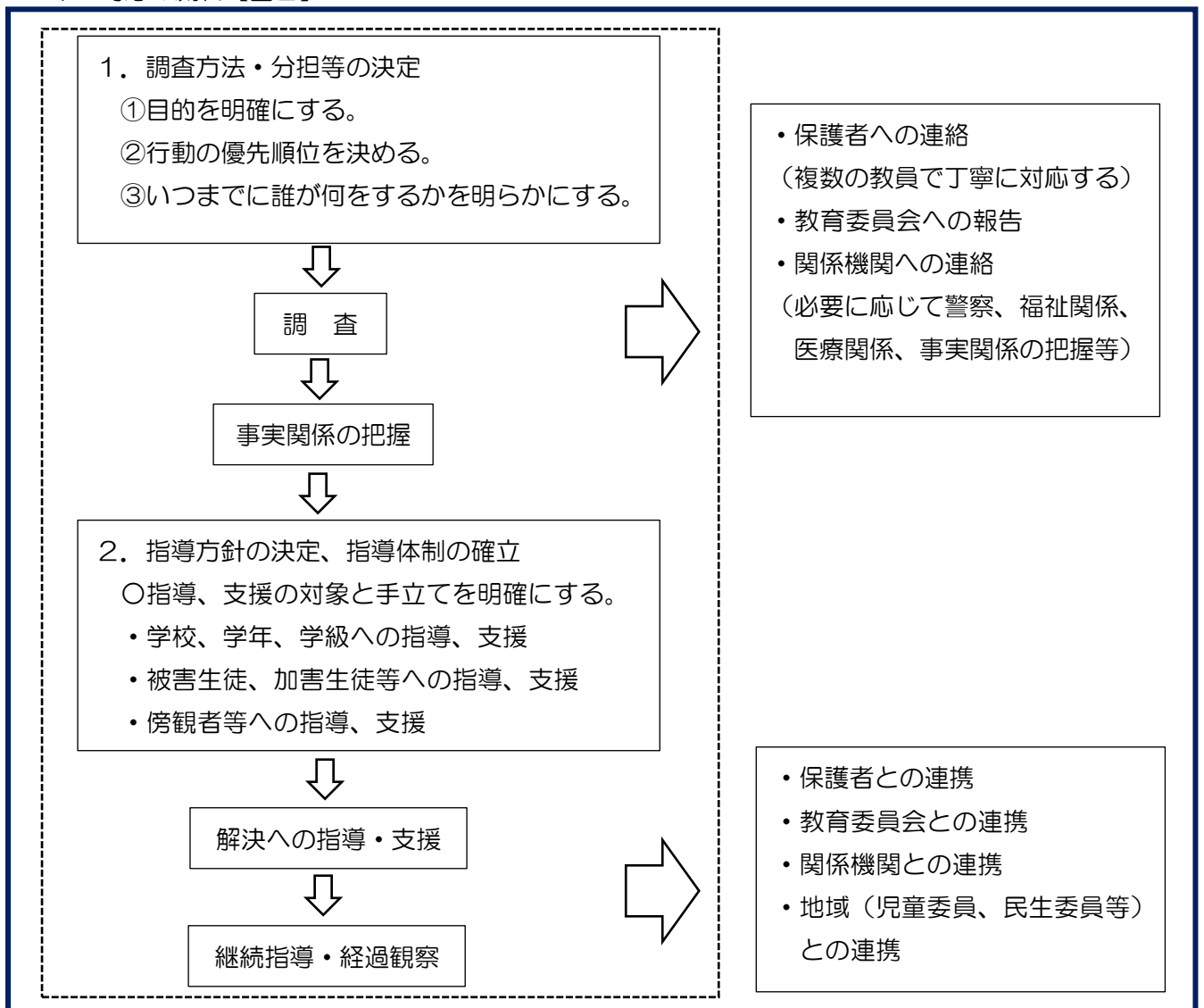
##### ア 事実関係の把握【図1参照】

- ・アンケート調査、生徒、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめ・悩みの可能性を広く把握し、共有する。
- ・関係ある生徒への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的な調査を迅速に行う。

【図1】



イ 対応の流れ【図2】



### 3. 具体的対応

いじめ・自殺の問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめ・自殺の問題解決に向け組織的に対応する。

#### (1) いじめ・自殺の未然防止対策

##### ① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- いじめ・自殺に関する全教職員対象の校内研修会を年に1回以上実施する。
- いじめ・自殺に関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。（自殺の現状実態把握）

##### ② 「いじめ初期対応の流れ」（\*別紙1）をもとにした校内体制のチェック及び改善

- いじめ・悩みに関する校内体制のチェックを年1回以上実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。

##### ③ いじめ・自殺のない学校づくりに向けた指導の充実

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめ・自殺のない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

##### ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

##### イ 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。
- ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ・道徳の教材を活用し「命の大切さ」「優しい心」を育成する。

##### ウ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団生活を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼び掛ける運動（「栃木市いじめ防止人権フォーラム」の内容を参考にした生徒集会やお昼の放送等）や、人権強調週間等において生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

##### エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・生徒一人一人が、自他の人権の大切さを理解し、互いの違いを認め、尊重する学級、学校づくりに参加しようとする生徒を育成する。
- ・自らの言動が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、細心の注意を払い指導にあたる。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心掛けるとともに、自分たちでいじめを未然に防止する力を育成する。

#### ④ 保護者・地域との連携

- 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対して「栃木北中学校いじめ・自殺防止基本方針」を周知する。
- P T Aと協力して保護者を対象とした「いじめ防止教室」等を実施し、「栃木北中学校いじめ・自殺防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

#### ⑤ ネットいじめへの対応

- インターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性を周知し、「携帯電話やスマートフォン等は、個人所有しないことが望ましい」という方針で指導を行い、保護者の協力を得る。
- 各教科等（技術・家庭、特別の教科道徳、学級活動等）を活用し、生徒一人一人に対して、情報機器（ゲーム機等も含む）のもつ利便性・危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
  - ア 個人が特定されるプロフィールの公開やブログ等の開設をしないよう指導する。
  - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やアプリなど、インターネットを介してトラブルが発生しやすいものの取り扱いについては定期的に注意喚起を行う。
  - ウ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、P T Aと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

### （2）早期発見に関する対応

#### ① いじめ・悩み相談しやすい体制づくり

- 生徒、保護者にいじめ・自殺に悩んだときの相談・通報窓口を、リーフレット等を作成配布し周知する。

#### ② 情報交換による共有

- 週1回の「生徒指導部会」で報告された、気になる生徒の情報を全職員で共有し、組織的に対応する。

#### ③ アンケートの実施

- 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめ・悩みの実態を把握するための調査」を工夫し、随時実施することにより、早期発見に役立てる。

#### ④ 教育相談の充実

- 教育相談週間を学期に一度設定する。
- 生徒が話しやすい（希望する）教員と相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- 学校における教育相談の中で、SCの活用等により保護者の悩みにも応えられるようにする。

### （3）早期解決に向けた対応

#### ① いじめ対策臨時委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）による調査

- いじめ対策臨時委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査するとともに、教育委員会への報告や、外部専門家と連携をとりつつ対応する。

#### ② 保護者への報告

- いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係わる情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

- ③ いじめられている生徒及び保護者への支援（悩みへの対応）
- いじめられた生徒や保護者に対し、学校側の指導方針として、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
  - いじめが解決したと思われる場合でも、継続した観察及び十分な注意を払い、必要な支援を行う。
  - いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ④ いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言（悩み相談への対応）
- いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
  - いじめを行った生徒が抱える問題など、行為の背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
  - いじめを行った生徒が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導にあたる。
- ⑤ いじめが起きた集団（傍観者等）への働きかけ
- いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
  - はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
  - いじめを止めることはできなくても、勇気をもって身近にいる大人に伝えることを指導する。
- ⑥ ネットいじめへの対応
- ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策臨時委員会で情報を共有するとともに、教育委員会へ報告する。データの削除依頼等がある場合は保護者が関係機関と連携する。
  - 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ 警察との連携
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署に通報し、連携して対処する。
- ⑧ 重大事態への対応
- 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下の通り対応する。
    - ア 教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
    - イ 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策臨時委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。
    - ウ 当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
    - エ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
    - オ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
    - カ いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係わる委員会等）を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実施する。